

チリ地震津波養殖施設災害復旧事業（激甚災害）の調査概要

下記の要件等を基に、①被害状況調査（被害額の判定のための調査）と②復旧事業計画調査（漁業者ごとの被害状況、復旧の調査）を行うもの。

1 対象となる養殖施設の種類及び指定要件

「ほたてがい、かき類、ほや類、こんぶ類、わかめ類、のり類 の養殖施設」のうち、養殖の種類ごとに【被害の施設数が20%を超える市町村】または【被害額が2,000万円を超える市町村】が対象

2 復旧事業の対象となる施設

①養殖施設ごとの復旧事業費が13万円以上のもの。（復旧事業費は減価償却後の金額となる。）

②小破から滅失までの災害規模を対象（従来は滅失と大破のみを対象）

〔大破：被害率70%以上、中破：被害率30%以上70%未満、小破30%未満。〕

③耐用年数（5年）を経過していない施設。

④採苗に係る施設以外の養殖施設

3 復旧事業費の算定

$$\text{復旧事業費} = \text{算定単価} \times (1 - \text{経過年数} / \text{耐用年数}) \times \text{被害率}$$

※県が定める単価 ※経過年数が不明、資材毎に経過年数が違う場合は一律1/2

$$\text{被害率} = \text{被災施設の被害部分の資材の再取得金額} / \text{施設の再取得金}$$

※消耗資材（使用期間が1年以内と認められる資材）は含めない。

※漁業施設共済の新調価格（設置に要する人件費、ダイバー費用など）に含まれる設置費用に準じた金額を算定単価に加えることができる。

4 漁業共済金の取扱い

従来 漁業共済金と補助金の合計が、復旧事業費を超さないように調整。

【補助金 = (復旧事業費 - 共済金) × 9/10】

今回 漁業共済金と補助金の合計が、被害額（再取得価格）を超さないように調整。

【補助金 = 復旧事業費 × 9/10】 + 【共済金】

※補助金と共済金の合計が被害額（再取得価格）を超す場合、超えた金額を復旧事業費から差引いて補助金を計算する。

（例：復旧事業費100万円、漁業共済金30万円が支給された場合。）

